

元栃木会館敷地利用規約同意書

元栃木会館敷地（以下「敷地」という。）は、住宅街に隣接する広場であり近隣の住民等に対して、音量や光等の御配慮をお願いしております。皆様の御理解、御協力をお願い致します。

《禁止行為について》

- ◎芝生又は附属施設をき損し、又は汚損すること。
- ◎ゴミ、排泄物その他の汚物を投棄すること。
- ◎露店、屋台店その他これらに類する店において物品の販売又は飲食物の提供をすることを業とする者がこれらの行為をすること。
- ◎募金、署名活動をすること。
- ◎喫煙をすること。
- ◎正当な理由なく銃器、凶器、爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
- ◎本格的な球技、バットやゴルフクラブ等による素振り等危険なこと。
- ◎ペットを手放しで散歩すること。
- ◎凧、ラジコン飛行機、ヘリコプター、ドローン等を飛行させること。
- ◎泥酔、粗野若しくは乱暴な言動等により、他の利用を妨げること。
- ◎特定の宗教団体への勧誘、又は宗教上の祝典、儀式、行事その他の宗教上の行為をすること。
- ◎特定の政策、主義又は意見に賛成し、又は反対する目的で弁論、集会及び示威をすること。
- ◎公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがある行為をすること。
- ◎上記のほか、敷地の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

《利用にあたっての留意事項について》

- ◎敷地内に電気・ガス・水道等はありません。
- ◎イベント関係者及び入場者は、県施設内のトイレ、駐車場及び駐輪場を利用することはできません。関係者・入場者への周知徹底をお願いします。
- ◎利用日以外の物品預かり等はお受けできません。
- ◎敷地内は禁煙です。関係者・入場者への周知徹底をお願いします。
- ◎食品販売の際、油ものや高温が予想されるものについては芝を養生してください。また、火気使用の際は、消火器・防災シートをご用意ください。
- ◎イベント等のため危険物品（発電機等）持込みの際、燃料の使用法等法令を遵守し、安全に十分留意し使用してください。また、使用する方への周知徹底をお願いします。
- （ボンベは転倒処置を行い、危険物品（発電機等）から2M以上離してください。発電機

は運転中の給油は行わないでください。)

- ◎イベント開催中は、誘導員などスタッフの配置をお願いします。また、夜間テントなど物品を敷地に置いていく場合等には警備員を配置してください。
- ◎テントなどを建てる場合には脚などの下に養生(コンパネ・ベニヤ板等)して、しっかりと脚を固定してください。
- ◎敷地内に車両を乗り入れ、駐車する際は、芝の養生をしてください。
- ◎天候状態や施設の不具合等により、財産活用課から施設利用の全て又は一部の中断・中止を求める場合がございますのでご承知ください。
- ◎利用期間中の人身事故及び物品・設置物等の盗難・破損事故などに関しては、栃木県は一切の責任を負いません(設営、撤去時を含む)。必要に応じて、利用者側で保険等への加入をお願いします。
- ◎利用期間中は問い合わせに対する窓口を設置し、近隣等からのクレームや第三者とのトラブル等が発生した場合は、利用者の責任及び負担において対応、解決してください。また、その対応内容を財産活用課に報告してください。
- ◎事前の打合せ、設営や撤去、イベント時の利用方法(音量の調整、照明の使用方法等)など、財産活用課の指示を遵守してください。利用者は、財産活用課の指示が円滑に伝わるような運営体制を構築してください。

《仮設トイレ・ゴミ箱の設置について》

- ◎利用者は、以下基準により仮設トイレを設置してください。なお、集客規模の算定は、設置客席数に0.5を乗じた数と、出店ブース数に10(ただし、飲食店ブースの場合は20)を乗じた数との合算額を基本に、事業内容ごとに財産活用課長が調整した数とします。

集客規模	設置個数
200人未満	1個以上
200人から500人まで	2個以上
500人から1,000人まで	4個以上
1,000人以上	6個以上

- ◎敷地の利用者は、次の基準により、ゴミ箱及び集積所を設置してください。利用後においては、原状回復をお願いします。なお、集客規模の算定は、仮設トイレと同様とします。

集客規模	設置箇所数	集積所の設置
50人未満	1箇所以上	
50人から200人まで	2箇所以上	
200人から500人まで	4箇所以上	設置

500人以上	6箇所以上	設置
--------	-------	----

《音・光の制限について》

- ◎大音量や振動を伴う過度な重低音、過度な光の使用はご遠慮ください（重低音を発するスピーカーやそれに準ずるものは使用できません。）。
- ◎リハーサル（音のチェック等）は10:00から、本番など演奏は原則11:00から18:00までになります（10:00～18:00以外の時間帯については、財産活用課へご相談ください。）。
- ◎演奏中に苦情があった場合は、音量を下げるまたは曲目等を変更するなどの早急な対応をお願いします。改善されない場合には演奏を中止していただくことがあります。

《施設備品等の管理・原状回復義務について》

- ◎敷地内のすべてのものにおいて、ガムテープの直貼りはご遠慮ください。
- ◎使用終了後はただちに原状回復をし、財産活用課の点検を受けてください。
- ◎敷地・附属設備等の使用にあたっては、損傷・汚損・紛失のないようにご留意ください。
- ◎万一損害が生じた場合は弁償していただきます。また、使用者が生じた損害を弁償しない場合には、施設管理者がこれを代行し、その費用及び、使用者が弁償しないことによって生じた損害の賠償を使用者へ請求させていただきます。

《申請書類について》

- ◎イベントの内容により、必要に応じて、関係諸官庁にご相談のうえ、必要な手続・届出を行ってください。手続・届出が必要な場合には許可書の写しをお持ちください。

《利用前の打合せについて》

- ◎原則、利用希望日の21日前までにスケジュール・プログラム・照明・音響・会場設営等について、タイムスケジュールや使用機材リスト（音響機材、照明機器など）、配置図等の書類を提出し、財産活用課と打合せを行ってください。打合せの内容に変更がある場合は、速やかに財産活用課へ報告、相談してください。

《近隣への周知について》

- ◎開催するイベントについて、事前にイベント内容や敷地の利用規約を遵守すること、利用者がイベントに関する責任を負うこと等を原則として契約の申込時まで近隣自治会（※）へ周知してください。
- ※近隣自治体は、泉町自治会、二里山自治会、杉原尾上自治会、西塙田本通り自治会、西塙田北部自治会、塙田百目鬼町自治会、八幡山自治会になります。

《利用規約の関係者への周知徹底について》

◎利用規約について、イベント関係者（スタッフ、アーティストなどのイベントに関わる全ての者）に周知を行い、利用規約を遵守させてください。

《その他》

◎既納の貸付料は、原則として還付いたしません。

◎その他、利用者が財産活用課の指示に従わない、改善及び解消が認められない等と財産活用課長が判断した場合には、イベントの中止、次回より利用をお断りさせていただく場合がございます。

◎イベントが中止、延期となった場合等、利用者及びその関係業者や来場者に損害が生じる場合があっても、栃木県はその責任を負いません。

上記事項を確認、了承し、利用規約を遵守します。

年 月 日

住所

会社・団体名・代表者名

連絡先

緊急連絡先

担当者

※本書の正本を施設管理者、副本を使用者で保管すること。